62

第三五回法定協議会を終えて

川嶋広稔

大阪市会議員

はじめに

質的に法定協議会での議論を終えることとなった。 採決が行われ、 定協議会において、ついに「特別区設置協定書(案)」の 六月一九日に開催された (第三五回法定協議会)。この法 五条に基づく国との協議・報告が進められる。これで、 別区設置)協議会」(以下、 下、大都市法)に基づいて設置されている「大都市制度(特 - 大都市地域における特別区の設置に関する法律」(以 賛成多数で決定された。今後、 法定協議会)が、二〇二〇年 、大都市法第

採決において、 採決の前に、 大阪維新の会、公明党と自民党の府議会議各会派からの意見開陳が行われ、その後の

> 決されることになった。 反対をした結果、賛成一六・反対三の賛成多数によって可 員の二人が賛成をし、自民党の市会議員の二人と共産党が

ジュールで示された二〇年度秋頃の住民投票実施にむけ案が提示された。コロナ禍のなかであっても、当初スケ を感じざるを得ない。 当初計画していた四月開催については中止とし、 四三回代表者会議が開催された。出前協議会については、 ス感染症緊急事態宣言』がだされるなか、同日の夕刻、第さて、二〇年四月七日、政府により『新型コロナウイル 遅れることなく進めようとする姿勢については、 五月開催

コロナ禍のなかでも大阪市を廃止し特別区の設置

そして六月一九日の第三五回法定協議会における採決にい たるまでの議論の経過などについてのべてい にむけて立ち止まることなく進められてきた点につい きたい て、

コロナ禍のなかでも進められていた

大都市制度の議論

ギリギリまで出前協議会を 開催しようとしていた状況

1

(1)

案が示された。開催時期については、協定書(案)の方 会議において、出前協議会(協議会主催公聴会) れていたものである。この提案をうけ、第三五回代表者 前協議会』について、 派から提案のあった、 前協議会の開催」について「府議会の代表質問で維新会 2)「今後の協議の進め方について (案)」のなかで、「出 向性が確認された段階(協定書(案)を取りまとめる前) 一日)において今井(法定協議会)会長提出資料(資料 に開催する方向となった。 出前協議会とは、 第三五回代表者会議 (二〇一九年九月一二日) 第二四回法定協議会(一九年六月二 協議会自身が住民と向き合う『出 検討していくこと」として提案さ の開催

第四二回代表者会議(二〇年二月二六日)

とから、出前協議会はこの時期にふくまれなハゲ、早上開催するイベントの中止または延期の要請がでているこ 判断を今井会長に一任することとなった。 等の判断が必要になるかもしれないとして、 大防止の観点から、大阪府において、 第四二回代表者会議では、新型コロナウイルス感染拡 当面一カ月以内に その場合 の止

催の中止についての報道発表がされている。 その後、二〇年三月二四日に、出前法定協議会四月開

3 第四三回代表者会議(二〇年四月七日)

なかで開催されるという異例の代表者会議であった。 『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』がだされる この日の代表者会議は、二〇年四月七日、 政府によ

られる場合は、 措置の取り扱い等を踏まえ、 あった。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染拡大催案(五月一〇日、五月一二日開催案)について説明が中止について報告がされ、事務局より出前協議会五月開 代表者会議では、今井会長より、出前協議会四月開 状況や大阪府が示しているイベント開催の中止 会長が適宜判断することとなった。 中止する必要があると認めるイベント開催の中止・延期

メール等による意見募集 なお、 出前協議会五月開催案のなかには、「郵便や (パブコメ)」も併せて実施す

告されることなどの説明もされた。 ること、この寄せられた意見については法定協議会に報

ます」の報道発表がされている。 (いわゆる「大阪都構想」)(案)についてご意見を募集し る『出前協議会』を開催します」ならびに「特別区制度わゆる「大阪都構想」)(案)についてご意見をお聴きす この代表者会議をうけ、 四月九日に、「特別区制度(い

とが四月七日に発表されたが、そのタイミングで代表者緊急事態宣言が四月八日の午前○時から発令されるこ ては、市民にもしっかりと認識していただきたいと思 会議においてこのような議論が進められていた点につい

全力を尽くすべきで、このようなことを議論し、 ているが、筆者からは「大阪都構想よりもコロナ対策に いる場合ではない」旨の発言を行っている。 なお、筆者も自民党の代表として代表者会議に出席し 進めて

その後

について」の報道発表が行われた。なお、動画配信に関関する協議会委員コメントの動画発信及びご意見の募集 議会主催『出前協議会』の中止について」が、五月二二二二〇年四月二八日には「大都市制度 (特別区設置) 協 日には「特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)(案)に

> で、このコメントの代わりとして今井会長からの提案で からまとめてコメント」することが予定されてい く、出前協議会で「市民意見を踏まえて、当日の出席者 しては、代表者会議を開催して決定されたもの ではな た \mathcal{O}

ご覧いただきたい。 ということで動画配信がされた。詳しくは、動画ならびに 前協議会』を中止しましたが、できるだけ多くのご意見を阪市民の皆さまに直接ご説明し、ご意見をお聴きする『出 いて」のページがある。このなかにも書かれているが、「大阪都構想」)(案)に関する協議会委員コメントの動画につ テキストベースでの発言内容が掲載されているので、 制度案に関するコメントの動画をYouTubeで発信します」 いただけるよう、 法定協議会のホームページに「特別区制度(いわゆる「大2) 制度案に関する法定協議会委員のコメント動画配信 制度案に関する法定協議会委員のコメント動画配 協議会委員である知事・市長・各会派の

「特別区制度 (案)」に対する意見募集について

まで実施され、受付件数八八八件、 意見が寄せられた(詳細は後述)。 で実施され、受付件数八八八件、意見総数二三七六件の意見募集については、二〇年四月一〇日から五月三一日

(4) 第三五回法定協議会 (二〇年六月一九日)、第三四回法定協議会 (二〇年六月一一日)、

の開催について

告を行う必要があったため、六月一一日に第三四回法定協 市民からの意見募集や国との協定書(案)の事前協議の報 定する必要があった。また、法定協議会での採決の前に、 日に法定協議会を開催し、「特別区設置協定書(案)」を決 う日程をコロナ禍以前から発言しており、住民投票の日程知事・市長は、二〇年一一月一日の住民投票の実施とい 議会が開催された(詳細は後述)。 から逆算していくと、大都市法第五条に基づく国との協議 報告のための十分な日程を確保するためには、六月一九 程

第三四回法定協議会 (二〇年六月一一日)

において

(1) 国との事前協議の結果ならびに

の報告が行われた。この件に関しては、とくに、「協定書 貸付金にかかる事務分担の変更」「特別区の名称について」 まず「協定書(案)の事前協議」「母子父子寡婦福祉資金 の事前協議」について、 母子父子寡婦福祉資金貸付事務の取り扱いについて 二〇年二月二六日に開催さ

> 婦福祉資金貸付」についてのみ説明があった。 にもかかわらず、第三四回法定協議会では、「母子父子寡 についての協議を行っていることが筆者の質疑で判明した 相談所の設置」「母子父子寡婦福祉資金」「建築主事の設置」 員の給与負担」「身体障害者更生相談所・知的障害者更生 ついて協議をはじめていた。二月二六日の法定協議会で したが、法定協議会で何の議論もされていない事項についれた第三三回法定協議会において、筆者からの指摘で判明 かつ、事前に何の報告もなく、国と法改正の可能性に 「国との法改正協議事項」として、「都道府県負担教職

区に事務を移すことが可能になったことについても詳細 に権限移譲できないので、大阪府の事務に配分したと記憶の住民投票時の協定書では、事務処理特例条例では特別区 説明はなく疑問を感じている。 していたが、今回の協定書では、事務処理特例条例で特別 なお、「母子父子寡婦福祉資金貸付」については、前

特別区制度 (案) に対する市民意見の報告

① (2) コロナに関連する意見

八八件、意見総数二三七六件もの多数の意見が市民から年四月一〇日から五月三一日まで実施され、受付件数八 さきにも紹介したように、意見募集については、二〇

などのコロナ関連の意見が、 に全力で取り組むべき」「この非常事態に、出前協議会寄せられた。そのなかでも、「都構想よりもコロナ対策 や意見募集をしている場合でない」といった「新型コロ ルス感染症を踏まえた、協議の進め方に関して」 意見総数二三七六件のう

ナウイ

ち、五九六件と意見総数の四分の一も占めていた。

きではないということを、 市民も企業も苦しい状況にあることには変わりはなく、だまだ経済活動や市民活動は大きな制約をうけており、コロナの新たな感染や発症は落ち着いたとはいえ、ま このような状況において、 市民意見からも感じられた。大都市制度の議論を進めるべ

財政シミュレーションに関する意見

となっていた。 か」など財政シミュレーションに関する意見数が七一件踏まえ、財政シミュレーションをやり直すべきではない (まえ、財政シミュレーションをやり直すべきではない市民意見のなかでも「新型コロナウイルスの影響等を

ち込みも予想される。 対策として多額の歳出が見込まれるし、税収の大幅な落 ており、当然、コロナの影響をうける前である。コロナ する意見のほとんどは、 特別区制度(案)で示されている財政シミュレー 一八年二月公表の「市の粗い試算」をベースとし は、コロナの影響を反映したもので今回、財政シミュレーションに関 ・ショ

なければ判断できないというものであった。

66

法定協議会での配布資料によると、3 嘉悦報告書の訂正報告

- ❶「マクロ計量経済モデルによる経済効果」の を訂正。 て一部誤りがあり、 用いる大阪府の資本ストックデータの前処理にお それに伴い関連図表など五一件 V3 12
- 3誤記ではないものの、 ❷用語の誤記など一二件を訂正(うち五件は❶と重複)。 別途二件を修正。 記述の正確性を期する観点か

とある。

することとなった。

財政総務委員会で筆者から質疑させていただいたが、その告書について訂正の報告があった。その際には、大阪市の まったく受け入れることはなかった。 と確認するとともに、第三者による検証を強く求めたが、 以前 何度も副首都推進局に「これ以上の誤 (二〇年二月一九日) にも、 嘉悦学園の経済効果報 それにもかかわら りはないのか」

ず、またもや経済効果報告書の訂正報告がされる事態と なった。

かねないものであることから、慎重な取り扱いが必要であ数字となることは明らかで、市民におおいなる誤解を与え ることは当然である。 この数字は、賛成派が声高にメリットとして訴えていく

園の経済効果報告は、信頼できないものと指摘 これだけの訂正がされているのであるから、この嘉悦学 住民への説明から外すべきである。 せざるを得

される事務を経済効果算定にふくめるなど積算方法がずさ カーブにより経済効果を算出する手法自体がおかしい点あわせて、そもそもこの嘉悦報告書に関しては、U字 らためて指摘をしておきたい。 書そのものに重要な問題点をふくんだものであることもあ みだす具体的な手法が示されていないなど、そもそも報告 んであるといった点、年間一○○○億円もの行革効果を生 けではないという点)、予算と決算の比較や大阪府に移管 (要は、特別区になっても大都市特有の行政需要が減るわ

Ξ 第三五回法定協議会 (二〇年六月一九日)

におい 7

的に法定協議会での議論を終えることとなった。 基づく国との協議・報告を行うための採決が行われ、 に「特別区設置協定書(案)」の決定と大都市法第五条に 冒頭にも書いたが、第三五回法定協議会において、 つい 実質

倒的な多数での賛成となった。 びることとなった。その結果、賛成一六、反対三という圧大阪府議会の委員二人が「賛成」となり、大きな注目を浴 大阪府議会の委員二人が「賛成」となり、 筆者の属する会派(自由民主党)は、この採決にあたり、

さて、 以下に各会派の意見開陳の内容をまとめた。 態度表明の前に各会派からの意見開陳が行わ

大阪維新の会

(賛成の立場からの意見開陳)

- 協議会では、府と市の二重行政の解消、 治体の確立による住民サービスの拡充をめざし議論を 進めてきた。 最適な基礎自
- 過去、 により成長の機会を逸してきた。 大阪府と大阪市における巨大な役所の二重行
- 大阪市域を超えた経済圏を分断するかのような自治体

能を有するはずが、その役割を果たすことができな かった。 いては方向性が統一されず、大阪東京とならぶ首都機の枠組み、インフラ整備や経済施策など広域事業につ

- 巨大すぎる基礎自治体のもとで補完性の原理欠落、 雑コストなどにより非効率な税の投資が発生 損失があった。 į 機会
- を一元化し危機管理対応は大きく功を奏した。・今回のコロナウイルスの対応において、知事に司令塔
- を確実なものにしていく。 として担保することで、未来にむけてこの大阪の成長人間関係のみで成り立っている二重行政の解消を制度
- 円の財政効率化の効果や二重行政解消による効率化効・適正規模の基礎自治体になることで、年間一〇〇〇億
- 円を超える波及効果についても専門家の方々から報告・それをもとに社会資本整備の投資により一〇年で一兆 の経済効果が確認された。 くつかの指摘を得たが、 依然頑健な都構想

(大阪市会の委員のみ意見開陳)

- ステムが大きく転換していく。 アフターコロナの社会を見据えると、経済や社会のシ コロナ禍でこれまでの価値観が大きく転換するなか、
- も、その前提から見直されるべきである。 大阪都構想が前提としていた社会は大きく変容した。 値観が大きく転換したいま、 大阪都構想につい 7
- 想ではない。 新たな社会経済システムへの対応であって、大阪都構いまやるべきことは、アフターコロナの社会にむけた
- ・コロナが、今後の日本経済や国と地方の財政にどのよの切実な願いとして重く受けとめなければならない。 よりもコロナ対策に全力で取り組むべきといった市民制度(案)に関する市民意見の募集のなかの、都構想
- をもたらす大阪都構想の議論は進めるべきではない。 うな状況において、 くのかまったく見通しがたたない状況であり、このよ うな影響が出てくるのか、税収見込みがどうなってい 市民生活や企業活動に大きな変化
- 大阪都構想ではなく、 にアフターコロナの社会にむけた対応に全力を挙げる 目の前にあるコロナ対策ととも

特別区制度の問題点(五

- 大阪市を廃止、 時間を要する。 四つの特別区の設置には膨大な コ
- 2 らず、 困難。 うず、公選区長によるニア・イズ・ベターの実現は特別区には十分な財源と職員体制が用意されてお
- く反映されておらず、意味をなさない の市の粗い試算をベースとしており、コロナの影現在の財政シミュレーションは、一八年二月公表 要は多額の歳出と税収の大幅な減などをまった
- ないような欠陥品。 済効果は机上の数字。 嘉悦学園が示した財政効率化効果およびマ 訂正を繰り返さなければなら クロ経
- 広域機能のあり方について、大阪市を廃止しなけ ば実現できないものではない

(3)

(賛成の立場からの意見開陳)

- ・第二四回法定協議会において、選挙で示された民意を で協定書づくりに取り組むことを表明。 重く受けとめ、 特別区設置に賛成の立場から住民目線
- 一貫して住民サ ビスの維持拡充の観点から新し 13

- 四つの観点から改善提案を行い、協議の結果、関阪のあり方について積極的に議論を行ってきた。 沿ったかたちで修正された。
- 成事業や子供医療費助成制度などの住民サービスがい。大阪市が独自に実施してきた敬老パス、塾代助 財源が措置される。 円、それ以降も毎年一七億円の特別区への追加的なと明記)。特別区設置から一〇年間は毎年三七億 維持される(住民サービスの内容や水準を維持する 特別区設置にともない住民サービスを低下させな それ以降も毎年一七億円の特別区への追加的
- を低下させない。 いまの区役所機能を維持し、決して窓口サー ・ビス
- 費を四六億円、初期費用を二四一億円にまで抑え経費で三六一億円と試算されていたが、庁舎整備経 は、初期費用で最大五六三億円、このうち庁舎整備 設置コストができるだけ抑えられた。当初 の案で
- との整備方針が示された。 児童相談所の設置。 市とし て四カ所体制をめざ
- ・二四区の災害対策本部の設置を特別区の防災計画に盛 り込むという方向性が示された。
- 動物園や博物館などの市民利用施設での優遇措置が府

69

- サービスをうけられなくなる事態は避けられる方向性特別区をまたいだ通学・通園など、特別区を境にして民へも優遇の対象を拡大された。 が示された。
- る成長を実現し、府民・市民の安心、快適な生活を実・大阪に迫り来る少子高齢化を乗り越え、大阪のさらな 現するために、大都市制度改革が必要である。

(4)

(反対の立場からの意見開陳)

- ・大阪市廃止分割構想は、大阪市を潰して、財源・ をつくるというもの地方自治破壊の暴挙。 を大阪府に取り上げて、 半人前の自治体である特別区大阪市を潰して、財源・権限
- ・特別区設置のための初期コストや分割にともなう毎年 なくなる。 た市民サー の経費の増大により、これまで大阪市として行ってき ビスは、そのいくつかをカットせざるを得
- 北区以外はまともな庁舎をもてず、中之島庁舎に一五 一〇人もの職員を同居させることが前提。
- 阪市廃止、 新型コロナという未曽有の感染症をうけて、 ましてや一一月の住民投票などあり得な 大

の も の。 住民投票の対象となる協定書(案)は新型コロナ以 ンに基づいて議論することなしに、 化する。 新型コロナの影響で大阪市の収支は大幅に悪 コロナの影響を踏まえた財政シミュレ 住民投票はできな ・ショ

70

- 襲来に備えて保健所機能や病院体制等を抜本的にいまやるべきことは、必至だといわれている第二波 国 充。 地方を挙げて全力で取り組むべき。 市民や中小企業の暮らし、 営業への支援等に、 拡 0
- るなどもってのほか。 住民投票や大阪市廃止、 特別区設置に何百億円もかけ
- ことになるのは当然。 を一元化したというが、緊急事態宣言のもとでのさま 大阪はコロナ対策がどこよりもうまくいった、 ざまな権限は知事であるから、 知事が判断、発信する 司令塔
- 検証と拡充にこそ力を尽くすべき。 医療や生活支援、営業支援の中身がどうなのか中身 0
- 政令指定都市大阪市としての力と役割を発揮して、 支援に全力を尽くすべき。 衆衛生機能と医療体制の強化、 市民の営業と暮らしの

匹 住民投票までの流れ

ための採決が行われたことから、このあと、 づいて、住民投票までのスケジュールの流れがどうなるの の決定と大都市法第五条に基づく国との協議・報告を行う 第三五回法定協議会において、「特別区設置協定書(案)」 (住民投票の日を一一月一日として) 整理してみた。 大都市法に基

- 総務大臣への報告:六~七月
- 約四○日後に「特段の意見なし」の回答があった。 前回の住民投票時には 総務大臣への報告後、
- 2 を作成 (決定):八月上旬 総務大臣からの意見を踏まえ、 法定協議会で協定書
- 市長から各議会へ付議 法定協議会から協定書を知事・ 市長へ通知、 知事
- 4 月下旬(または九月頭) 府議会・市会で議会開催、 審議、 議決 (可決):八
- (5) 知事・市長から法定協議会へ通知
- 日とした場合には、六〇日前は九月三日となる。 ことになる。なお、一一月一日が住民投票の投票り、基準日から六〇日以内に住民投票を実施する 法定協議会が通知をうけた日が「基準日 二とな
- 6 法定協議会から大阪市選挙管理委員会へ通知

- 7 住民説明会
- 民説明会が開催されている。 前回の住民投票時は住民投票の告示日までに住
- 8 住民投票の告示
- も二〇日前に告示するため)。 一〇月一二日が告示日となる(投票日の少なくと 一一月一日が住民投票の投票日 とした場合には
- 住民投票の実施(一一月一日)

を最終判断の時期としたい」との発言があった。しかし、 ただきたい。 なるのではない ・大阪市会での議決前には判断しなければならないことに この流れからみると、おそらく九月に入るまでに、 が都構想の住民投票を実施するかどうかについて、 以上のような流れとなるが、
⑨ 住民投票の実施(一一月 だろうか。 その点もしっかりみておい マスコミを通じて松井市 府議会 「九月 てい

最

上げたい た内容と同趣旨の内容であるが、 自由民主党の意見開陳(反対) 最後にまとめとして申し のなかでも筆者が発言し

まずは、 コロナ禍でこれまでの価値観が大きく転換する

はないだろうか。同じように、人生観もふくめた価値観の転換が起きるのでが崩壊したとき、阪神・淡路大震災、東日本大震災などとであろうことを、まず考えておくべきである。バブル経済

きな変更はない。
が、基本的には厳しい行動制限が課せられている状況に大が、基本的には厳しい行動制限が課せられている状況に大を回復するために、少しずつ解除にむけた動きもみられる(都市封鎖)が長期間にわたって課せられた。現在、経済コロナ禍で、世界の各地において厳しいロックダウンコロナ禍で、世界の各地において厳しいロックダウン

では、加えばはつからのはまだまだ先のことである。製造(生産)・流通・消費といった経済の循環が、従来

も大きく変わってきている。クが一気に進み、さらには住民の行政に対する期待や要望か一気に進み、さらには住民の行政に対する期待や要望また、働き方についても、在宅勤務などのリモートワー

ドが極端に減少し、四月、五月で訪日外国人の数が九九・わが国において、海外との渡航制限によってインバウン皆が感じているところではないだろうか。 せ会のシステムが大きく転換していくであろうことは、や社会の

大阪都構想が前提としていた社会は大きく変容した。価値り、また、世界各地のカジノが閉鎖されるなど、いわゆる九%激減したとの衝撃的な数字も公表されたところであドが極端に減少し、四月、五月で訪日外国人の数が九九・わが国において、海外との渡航制限によってインバウン

も、その前提から見直されるべきである。観が大きく転換したいま、いわゆる大阪都構想について

すいわゆる大阪都構想の議論は進めるべきではない。状況において、市民生活や企業活動に大きな変化をもたらくのかまったく見通しがたたない状況である。このようなのような影響が出てくるのか、税収見込みがどうなっていコロナ禍によって今後の日本経済や国と地方の財政にどコロナ禍によって今後の日本経済や国と地方の財政にど

むべきである。等の災害に備えた避難所の充実など、目前の課題に取り組外企業支援や生活再建支援、医療体制の充実、台風や地震小企業支援や生活再建支援、医療体制の充実、台風や地震少なくとも、いま最優先で取り組むべきは、大阪市にあ少なくとも、いま最優先で取り組むべきは、大阪市にあ

う。 絶対にやるべきではないことを最後に申し上げたいと思絶対にやるべきではないわゆる大阪都構想の住民投票はなかに対立や分断を生むいわゆる大阪都構想の住民投票はこの困難を乗り越えなければならないときに、大阪市民のよって、このような時期に、そして市民が一丸となって

(注

① https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000473/473893/03siryou2.pdf

ナウイルス感染症について「5)。 二〇年二月一八日 知事からのメッセージ (新型コロ

(2)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/message_governor/corona_message5.html

- https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushuto suishin/0000498444.html
 https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushuto
- (5) https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushutosuishin/0000500019.html

suishin/0000500009.html

- © https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushutosuishin/0000501903.html
- $\label{eq:continuous} \overline{\odot} \quad https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushutosuishin/0000504124.html$
- $\overbrace{\infty} \quad http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/tokubetuku \\ _tokoso/kohotool_dougacoment.html$
- $\widehat{\odot}$ http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/30429/00366242 6-0%20keizaikouka.pdf